

令和 7 年度

第 4 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 7 年 7 月 7 日(月) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 40 分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について

議案第 3 号 非農地証明申請について

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	原田 實夫	○		13	佐々木 利雄	○	
2	堀江 唯雄		○	14	田邊 文隆		○
3	木村 英宗	○		15	瀬尾 憲雅	○	
4	増谷 克則	○		16	金本 哲弥	○	
5	入谷 弘之	○		17	渡邊 敬子	○	
6	財間 敏行	○		19	道下 和子	○	
7	須應 敏明	○		20	小次 啓二	○	
8	寺西 玉実	○		21	天根 公昭		○
9	森兼 貢	○		22	青才 弘江	○	
10	前田 耕廣	○		24	榮田 明美	○	
11	宮崎 讓	○					
12	竹森 達	○					

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本 庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	中村 雅文		○
係 長	中村 征巳	○		主 任	小田 正儀		○
主 任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主 事	木村 泰三	○		出張所長	糸原 秀晴		○
(西城出張所)				主 任	島田 竜矢	○	
出張所長	日野原 祥二		○	(比和出張所)			
主 任	沖田 晋耶	○		出張所長	掛札 靖彦		○
				主 任	加川 元暁	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	六原 善博	○		出張所長	今西 隆行		○
主 事	村木 莉加	○		主任主事	福田 哲彦	○	

<p>事務局長</p>	<p>ただ今より、令和7年度第4回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後1時30分) 本日、2番堀江委員、14番田邊委員、21番天根委員から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長を務めていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>(挨拶)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、会議を開会させていただきます。</p> <p>ただ今の出席委員は19名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。続きまして、本日の議事録署名者を指名させていただきます。</p> <p>10番前田委員さん、11番宮崎委員さん、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは議案に移りたいと思いますが、あらかじめ送付の議案に削除と訂正がありますので、事務局から報告させます。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>○削除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議案第4号「庄原市農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更の承認について」は、本日までに県との事前協議等が整わず、議案として提出することができなくなったため削除しております。 <p>○訂正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」 受付番号21：譲受人の住所に誤りがあったため正しい表記に訂正。 以上、訂正しております。
<p>議長</p>	<p>それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号17から21の5件について事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>資料にて、権利を設定または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 (以下 略)</p>

議長	<p>以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見を受けます。何かございますか。</p>
議長	<p>ありがとうございました。他にございませんか。</p> <p>(なしとの声)</p>
議長	<p>それでは採決に移ります。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」受付番号17から21の5件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」受付番号17から21の5件を申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>挙手全員、許可されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第2号「農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について」を上程します。 事務局からの説明を求めます。</p>
事務局員 (本庁)	<p>失礼いたします。</p> <p>第2号議案 「農用地利用集積等促進計画原案への意見聴取について」、説明させていただきます。</p> <p>本市農業振興課から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項及び第3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画原案について意見を求められています。</p> <p>原案の内容は中間管理機構を通じて農地の利用権を設定するものです。</p> <p>内訳としましては、3年契約が2件6,003㎡、4年契約が6件29,704㎡、9年契約が1件8,304㎡、10年契約が3件4,666㎡、合計12件48,677㎡となっております。詳細は、議案資料1ページから24ページのとおりです。</p> <p>なお、権利の設定を受ける者については、地域計画公告時に農業を担う者として既に位置づけられている者、もしくは事後の変更として地域計画の見直しの際、目標地図に位置付ける者であることを本市農業振興課から確認しております。</p>

<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>以上の農用地利用集積等促進計画は、農業委員会の承認後、広島県知事が認可・公告されます。</p> <p>説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>皆様から何かご質疑等はございませんか。</p>
<p>7 番須應委員</p>	<p>促進計画案の耕作者で、英文字表記の方がいらっしゃいますが、この方は個人の方なのでしょうか。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>個人の方です。</p>
<p>議長</p>	<p>他にございませんか。</p> <p>(なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは採決に移ります。議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について」提案の原案について異議なしの旨で回答することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
<p>議長</p>	<p>挙手全員、決定されました。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして議案第 3 号「非農地証明申請について」を上程します。受付番号 16 から 18 の 3 件について事務局からの説明を求めます。</p> <p>(説明 以下 概要)</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>受付番号 16</p> <p>位 置 等：説明資料 4, 5 ページに記載</p> <p>潰廃事由：平成 3 年ごろ耕作放棄した農地と、平成 6 年に父親の農業からの引退し、イノシシ被害により耕作を断念した農地が、現在、原野となっており、このたび地目変更登記をするため。</p> <p>現地確認：申請地は原野化しており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p>

<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>受付番号 17</p> <p>位 置 等：説明資料 4, 6 ページに記載</p> <p>潰廃事由：父が昭和 48 年に自宅を新築し、生活の拠点として現在に至っており、申請地は、建物敷地と庭敷きとして利用していることから、このたび地目変更登記をするため。</p> <p>現地確認：申請地は建物があり宅地となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p>
<p>事務局員 (東城出張所)</p>	<p>受付番号 18</p> <p>位 置 等：説明資料 7, 8 ページに記載</p> <p>潰廃事由：耕作をお願いしていた方が亡くなって管理ができずに原野化しており、このたび地目変更登記をするため。</p> <p>現地確認：申請地は原野となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ここで質疑・意見を受けます。質疑等はございませんか。</p>
<p>10 番前田委員</p>	<p>申請地の位置図で、点線と枠線で囲まれている土地で地番がたくさん書かれているが、申請地は結局どこにあたるのか教えてください。</p>
<p>事務局員 (東城出張所)</p>	<p>申請地は太線枠で囲まれたところになります。今回の申請地は地籍調査により境界の特定が不可能と判断された土地のため、周辺地との位置関係に整合性を取るためこのような記載となりました。分かりづらい内容となり申し訳ございません。</p>
<p>議長</p>	<p>他にございませんか。</p> <p>(なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは採決に移らせていただきます。議案第 3 号「非農地証明申請について」受付番号 16 から 18 の 3 件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは採決に移ります。議案第 3 号「非農地証明申請について」受付番号 16 から 18 の 3 件を申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

議長	<p>挙手全員、証明することと決定されました。</p>
議長	<p>以上を持ちまして、本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。 続いて、会長報告、「その他」事項について事務局から説明を求めます。</p> <p>(その他事項について資料にて説明)</p>
議長 事務局員 (本庁)	<p>○会長報告</p> <p>○報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 拡大役員会 ・ 農地パトロール (利用状況調査) 実施要領の変更点について ・ 農地法等の違反について ・ 欠員に伴う委員の公募について <p>○今後の主な日程 の報告を行った。</p>
議長	<p>以上事務局からの報告・協議でした。 みなさんから全体を通してご質疑、意見等がございますか。</p> <p>(なしとの声)</p> <p>以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、第4回農業委員会総会を閉会といたします。(午後2時40分)</p>

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和7年7月7日

議長
(道下 和子) _____

10 番委員
(前田 耕廣) _____

11 番委員
(宮崎 譲) _____